

受益者の皆さまへ

岡三アセットマネジメント株式会社

「チャイナ・ロード（愛称 西遊記）」 投資信託約款の変更（予定）のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引立てを賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております追加型証券投資信託「チャイナ・ロード（愛称 西遊記）」（以下、「ファンド」といいます。）につきまして、収益分配方針を変えるべく投資信託約款の変更を予定しておりますのでお知らせいたします。下記の内容についてご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧いただきますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

I. 投資信託約款の変更の内容

ファンドにおいて、運用の基本方針における収益分配方針の変更を行います。

※後述の＜投資信託約款の新旧対照表＞をご参照ください。

II. 投資信託約款の変更の理由

ファンドは設定来、基準価額が当初元本を超えている場合は、当初元本を超える額の全額を分配するという分配方針のもと運用を続けてまいりました。現行の分配方針では、分配原資に相当する流動性を確保する必要があることから基準価額が当初元本から大きく上昇した場合、運用資産売却に伴う取引コスト等、受益者の皆様にご負担いただく費用が増加する上に、市場動向によっては効率的な運用が継続できなくなるおそれがあります。

こうしたことから、分配金額に上限を設け、効率的な運用が継続できるよう分配方針を変更するものです。

III. 投資信託約款の変更の手続き

1. スケジュール

電子公告日	平成27年8月28日
異議申立期間	平成27年8月28日から平成27年9月29日まで
約款変更確定日	平成27年9月30日
買取請求期間	平成27年10月2日から平成27年10月22日まで（予定）
約款変更適用日	平成27年10月23日（予定）

注1：投資信託約款の変更の電子公告は、弊社ホームページ（<http://www.okasan-am.jp>）に掲載いたします。

注2：異議のお申立てをすることができる受益者は、電子公告日現在の受益者様となります。

注3：異議のお申立て手続きの結果、投資信託約款の変更を行うこととなった場合には、異議を申立てされた受益者様は、買取請求期間中に、受託会社に対し、自己に帰属する受益権をファンドの信託財産をもって買取を請求することができます。

買取請求の詳細は、「IV. 買取請求について」をご参照ください。

2. 異議のお申立ての方法

電子公告日現在（平成 27 年 8 月 28 日）のファンドの受益者様は、投資信託約款の変更について異議（約款変更に対抗の旨）を申し述べることができます。ご異議のある受益者様は、同封のはがきの裏面に以下の必要事項をご記入いただき、異議申立期間（平成 27 年 8 月 28 日から平成 27 年 9 月 29 日まで）中に弊社までご返送いただきますようお願い申し上げます（平成 27 年 9 月 29 日弊社到着分までを有効とさせていただきます。）。

なお、当該投資信託約款の変更賛成の場合は、特に必要なお手続きはございません。

必要事項（必ずご記入ください。）

- ①氏名、捺印
- ②住所、電話番号
- ③保有されている受益権口数（平成 27 年 8 月 28 日現在）
- ④取扱販売会社名、取扱店名、口座番号
- ⑤投資信託約款の変更に対抗する旨
（投資信託約款の変更に対抗する場合は、「対抗」に○をお付けください。）

注 1：必要事項に不備等がある場合には、異議のお申立ての受付ができなくなることがあります。なお、投資信託約款の変更に対抗する旨の「対抗」に○がない場合は、投資信託約款の変更賛成いただいたものとみなしますのでご了承ください。

注 2：異議を申立てされた受益者様に帰属する受益権の合計口数の確認のため、取扱販売会社に対して口数等の確認を行います。なお、その際、ご本人様であることを確認させていただくために書類等をご提出いただくことがあります。

個人情報保護ラベルのご使用について

受益者様の個人情報を保護するために、はがき専用の「個人情報保護ラベル」を同封させていただきます。異議をお申立てされる受益者様は、同封のはがきの裏面に必要事項をご記入いただき、その上に「個人情報保護ラベル」を貼付のうえ、ご返送ください。

3. 約款変更の正式決定

[約款変更が確定する場合]

異議を申立てされた受益者様の受益権の合計口数が、電子公告日現在の受益権総口数の 2 分の 1 を超えなかった場合は、予定通り平成 27 年 10 月 23 日に約款変更を実施します。

[約款変更を行わない場合]

異議を申立てされた受益者様の受益権の合計口数が、電子公告日現在の受益権総口数の 2 分の 1 を超えた場合は、約款変更を行いません。この場合、約款変更を行わない旨を、異議申立期間終了後、弊社ホームページ（<http://www.okasan-am.jp>）に公告し、また販売会社を通じて書面にて報告いたします。

IV. 買取請求について

投資信託約款の変更が行われることとなった場合には、投資信託約款の変更に関する異議をお申立てされた受益者様は、以下の手続きにより、受託会社（三井住友信託銀行株式会社、以下同じ）に対し、自己に帰属する受益権をファンドの信託財産をもって買取することを請求することができます。

当該買取請求につきましては、異議を申立てされた受益者様の任意であり、必ず行わなければならないものではありません。また、通常の一部解約請求等によるご換金の受付けも行います。

1. 買取請求の手続き

- ① 異議を申立てされた受益者様に対し、弊社から「買取請求のご案内」を送付いたします。
- ② 「買取請求のご案内」の買取請求必要書類に必要な事項をご記入いただき、買取請求期間（平成27年10月2日から平成27年10月22日まで）中に、取扱販売会社の取扱店にご提出ください。（買取請求必要書類は、取扱販売会社から、弊社を経由して受託会社に送付されます。）
- ③ 受託会社は、買取請求必要書類を受理した後、ファンドの信託財産をもって受益者様に帰属する受益権の買取りを行います。
- ④ 買取代金は、受益者様が指定された銀行口座へ受託会社より振込まれます（振込手数料と買取計算書の郵送料が買取代金より差引かれます。）。
- ⑤ 受託会社から買取計算書を送付いたします。

2. 買取請求された受益権の買取価額

買取価額は、ファンドの受益権が有すべき公正な価額となります。公正な価額とは、受託会社が買取請求必要書類を受理した日（受益者様が、取扱販売会社の取扱店に買取請求必要書類を提出された日ではありません。）の翌営業日に算出されるファンドの解約価額をいいます。

3. 買取請求についての留意事項

- ① 買取請求は、ファンドの投資信託約款の変更に関する異議を申立てされた受益者様が、法令諸規則ならびにファンドの投資信託約款に基づいて受託会社に対して行うものであり、取扱販売会社に対して行うものではありません。通常のご換金にかかる取扱販売会社に対して行う買取請求とは異なり、買取代金のお支払いまでに日数を要する場合があります。
- ② 買取請求を行った受益権につきましては、取扱販売会社での通常の一部解約請求等によるご換金はできなくなります。
- ③ 買取代金には、非課税扱いの受益者様を除き、譲渡益または個別元本超過額に対して課税されます。また、ご指定口座への振込手数料をご負担いただきます。
- ④ 買取請求必要書類に不備等がある場合には、受付けができなくなることや、事務処理に時間を要する場合があります。

V. その他

投資信託約款の変更の手続き期間中におきましても、また、投資信託約款の変更に関する異議をお申立てされたか否かに関わらず、通常のご換金による一部解約請求等によるご換金の受付けを行います。ただし、受託会社に対して買取請求を行った受益権につきましては、取扱販売会社での通常の一部解約請求等によるご換金はできなくなります。

【個人情報の取扱に関して】

異議のお申立てに際して委託会社、販売会社および受託会社へいただいた個人情報は、投資信託約款の変更に関して、異議をお申立された受益者様に帰属する受益権口数の管理、異議をお申立された受益者様による買取請求の手続きのみを利用目的とし、他の目的には使用いたしません。

＜投資信託約款の新旧対照表＞

追加型証券投資信託 チャイナ・ロード

新	旧
<p>運用の基本方針</p> <p>3. 収益分配方針</p> <p>毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。</p> <p>(略)</p> <p>② 分配対象収益についての分配方針</p> <p>基準価額が当初元本（当初1口1円）を超えている場合は、当初元本を超える額の全額を分配します。ただし、<u>分配金額の上限を1,500円（1万口当たり、税引前）</u>とし、また、分配可能額が少額の場合は分配を行わないことがあります。基準価額が当初元本を下回っている場合は、委託者が分配可能額、基準価額水準等を勘案のうえ分配金額を決定します。</p> <p>(略)</p>	<p>運用の基本方針</p> <p>3. 収益分配方針</p> <p>毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。</p> <p>(略)</p> <p>② 分配対象収益についての分配方針</p> <p>基準価額が当初元本（当初1口1円）を超えている場合は、当初元本を超える額の全額を分配します。ただし、分配可能額が少額の場合は分配を行わないことがあります。基準価額が当初元本を下回っている場合は、委託者が分配可能額、基準価額水準等を勘案のうえ分配金額を決定します。</p> <p>(略)</p>

■本件に関するお問い合わせ先

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部

フリーダイヤル 0120-048-214

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

以上